文部科学省

資料２

国立大学法人制度について

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課

国立大学の法律上の目的・役割

教育基本法（抄）（昭和二十二年法律第二十五号）

第二章　教育の実施に関する基本

（大学）

第七条　大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2　大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

学校教育法（抄）（昭和二十二年法律第二十六号）

第九章　大学

第八十三条　大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2　大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

国立大学法人法（抄）（平成十五年法律第百十二号）

第一章　総則

第一節　通則

（目的）

第一条　この法律は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運営について定めることを目的とする。

国立大学の種類・規模

令和6年4月

82法人・86大学

区分		種類	数	大学名
総合47		7学部以上	23	北海道、東北、筑波、千葉、東京、新潟、富山、信州、静岡、名古屋、京都、大阪、神戸、島根、岡山、広島、山口、愛媛、九州、長崎、熊本、鹿児島、琉球
		6学部	6	山形、宇都宮、徳島、香川、高知、佐賀
		5学部	8	弘前、茨城、埼玉、横国、岐阜、三重、大分、宮崎
		4学部	8	岩手、秋田、群馬、金沢、福井、山梨、和歌山、鳥取
		3学部	2	福島、滋賀
その他39	専門33	教員養成系	11	北海道教育、宮城教育、東京学芸、上越教育、愛知教育、京都教育、大阪教育、兵庫教育、奈良教育、鳴門教育、福岡教育
		工学	10	室蘭工業、北見工業、東京農工、東京工業、電気通信、長岡技術科学、名古屋工業、豊橋技術科学、京都工芸繊維、九州工業
		医学	4	旭川医科、東京医科歯科、浜松医科、滋賀医科
		社会	2	小樽商
		外国語	1	東京外国語
		芸術	1	東京芸術
		体育	1	鹿屋体育
		海洋	1	東京海洋
		畜産	1	帯広畜産
		障害	1	筑波技術
	女子大学		2	お茶の水、奈良女子
	大学院大学		4	政策研究、総合研究、北陸先端科学技術、奈良先端科学技術

東海国立大学機構
- 名古屋
- 岐阜

北海道国立大学機構
- 小樽商科
- 帯広畜産
- 北見工業

奈良国立大学機構
- 奈良教育
- 奈良女子

大学共同利用機関法人（4法人）：大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する法人

人間文化研究機構 ・ 自然科学研究機構 ・ 高エネルギー加速器研究機構 ・ 情報･システム研究機構

国立大学法人のガバナンス体制（Ｒ６．１０～）

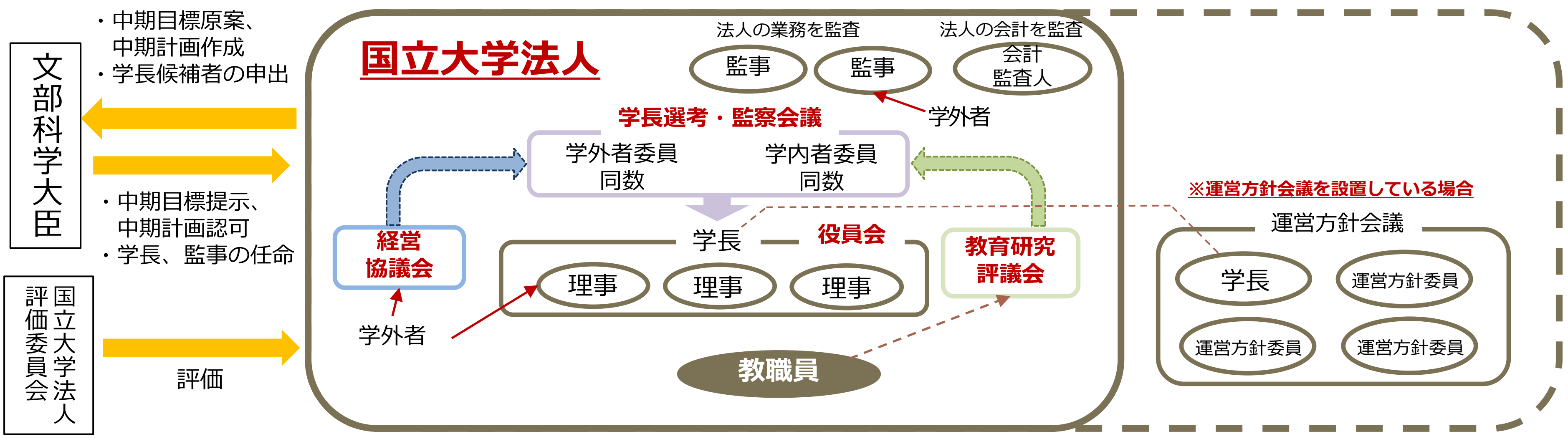

	学長選考･監察会議	役員会	経営協議会	教育研究評議会	運営方針会議(※)
議長	委員の互選	学長	学長	学長	委員の互選
議決権	あり（議決方法は、議長が学長選考会議に諮って定める）	なし（役員会の**議を経て、**学長が重要事項を決定）	なし	なし	あり（以下に定める運営方針事項のみ）
審議内容	･学長の選考や解任の申し出 ･学長選考･監察会議の議事の手続きや、同会議に関して必要な事項 ･選考した学長の業務執行状況に係る恒常的な確認	重要事項 ･中期目標についての意見 ･大臣認可または承認を受けなければならない事項 ･予算作成及び執行並びに決算 ･重要な組織の設置又は廃止 など ※ 運営方針会議を置く国立大学法人の場合には運営方針事項を除く	**経営**に関する重要事項 ･中期目標･中期計画の経営に関するもの ･経営に関する学則、会計規定、役職員の給与や退職手当の支給基準 ･予算作成及び執行並びに決算 ･組織及び運営状況についての評価 など	**教育研究**に関する重要事項 ･中期目標･中期計画に関するもの ･学則、教員人事に関するもの ･教育課程の編成に関する方針 ･学位の授与に関する方針 ･教育及び研究の状況についての評価 など ※ 経営協議会の審議内容を除く	運営方針事項 ･中期目標についての意見 ･中期計画の作成等 ･予算及び決算の作成 ･財務諸表の作成
構成員	**経営協議会の外部委員（学外者）** ＋（それぞれ**同数**） **教育研究評議会委員（学内者）** ※ 学長は加われない。理事は教育研究評議会において選出された場合に委員となることができる。	･学長 ･理事 ※ 理事数が4名以上の場合は２名以上の外部理事、理事数３名以下の場合は１名以上の外部理事を置くことが必要	･学長 ･学長が指名する理事及び職員 **･教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する学外者** （･大学総括理事） ※ 過半数が学外者	･学長 **･学長（又は大学総括理事）が指名する理事及び職員** **･重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者** （･大学総括理事、教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる副学長） ※ 全員が学内者	･運営方針委員（３人以上） ･学長 ※ 運営方針委員は、学長と学長選考･監察会議が協議して学長が任命

第４期中期目標期間における国立大学法人評価制度について

○　法律で設置される国立大学法人について、大学の教育研究の特性や自主性に配慮しつつ、必要最低限の国の関与として、**６年間の中期目標・中期計画の設定や事後的な評価等を制度化**
○　国立大学法人評価の目的は、**「国立大学法人の継続的な質的向上」**と**「社会への説明責任の遂行」**

中期目標･中期計画の策定

✔ 国が国立大学法人に求める**役割や機能の明確化した「中期目標大綱」を提示**①し、各法人が**中期目標原案を作成**②
✔ 文部科学大臣が、各法人に対し６年間に**達成すべき目標（中期目標）を定め、提示**③
✔ 各法人は、中期目標を達成するための**計画（中期計画）を作成**④し、文部科学大臣が**認可**⑤
✔ 中期計画には達成状況を検証することができる指標（**評価指標**）を設定
✔ 中期目標の作成及び中期計画の認可に当たっては、大学の自主性・自律性を尊重

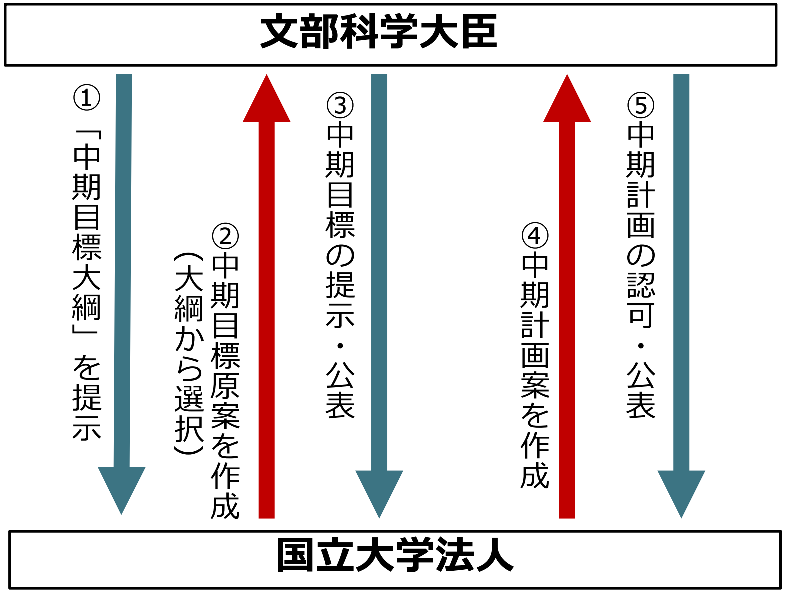

※文部科学大臣は、中期目標の提示、中期計画の認可に当たっては、国立大学法人評価委員会の意見を聴く。

業務実績の評価
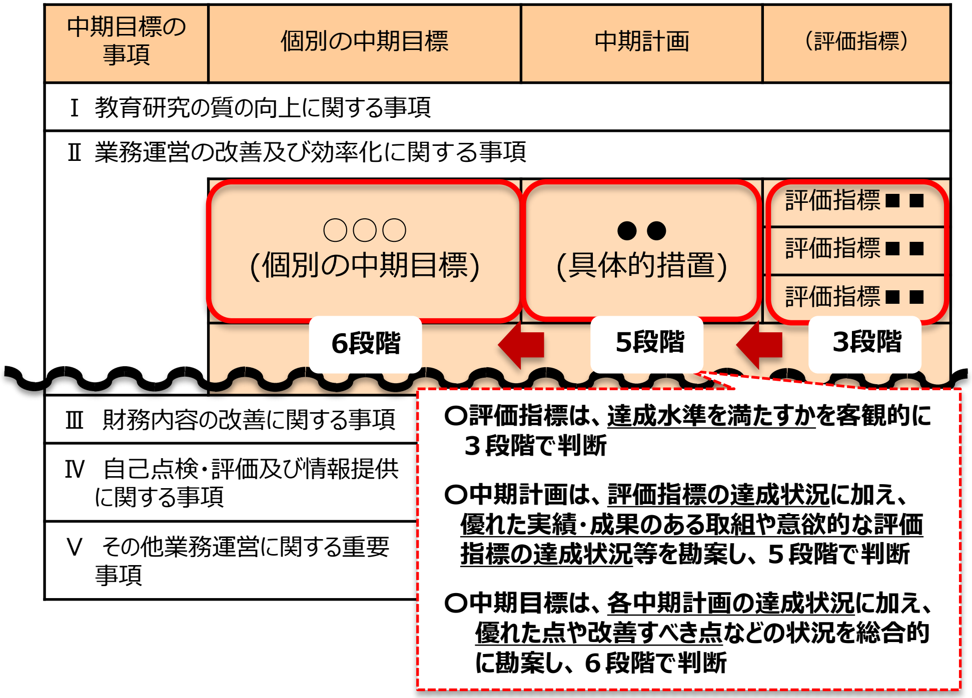
✔ 評価は国立大学法人評価委員会が、**中期目標期間の４年目終了時及び６年目終了時に実施**
※教育研究の質の向上については、専門的な観点から評価を実施するため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に評価を要請し、その結果を尊重
✔ **評価指標の達成状況に重点**を置いた評価の実施
✔ 業務実績評価は、**各法人の自己点検・評価に基づいて実施**
✔ 国立大学法人評価委員会は、**各法人の自己点検・評価を検証**し、**中期計画の実施状況等に基づき、中期目標の達成状況を確認**
(法人間を相対的に比較するものではない)